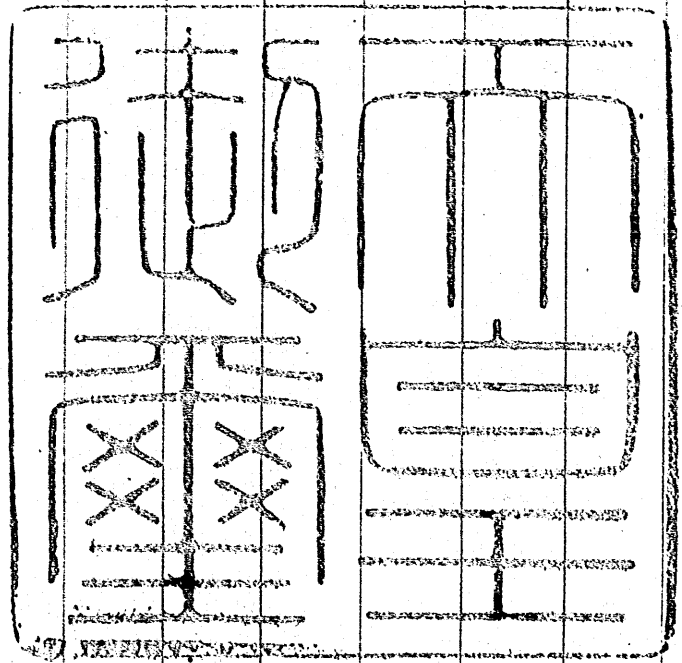


條約第二号

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ
明治四十年十月十八日和
蘭國海牙ニ於テ第二回萬
國平和會議ニ賛同シタル
帝國及各國全權委員ノ間
ニ議定シ帝國全權委員ノ
署名シタル契約上ノ債務
回收ノ爲ニスル兵力使用ノ制
限ニ關スル條約ヲ批准シ茲
ニ之ヲ公布セシム

睦仁



明治四十五年一月十二日

内閣總理大臣侯爵西園寺公望
外務大臣子爵内田康哉

條約第二號

契約上ノ債務回收ノ爲ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル條約

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下亞米利加合衆國大統領亞爾然丁共和國大統領奧地利國皇帝ボヘミア國皇帝洪牙利國皇帝陛下ボリウイア共和國大統領敦爾牙利國公殿下智利共和國大統領格倫比亞共和國大統領玖馬共和國臨時總督丁抹國皇帝陛下ドミニニカ共和國大統領工クア

トル共和國大統領、西班牙國皇帝陛下、佛
蘭西共和國大統領、大不列顛愛蘭聯合王
國大不列顛海外領土皇帝、印度皇帝陛下、
希臘國皇帝陛下、グワテマラ共和國大統領、
領、ハイチ共和國大統領、伊太利國皇帝陛下、
下、日本國皇帝陛下、墨西哥合衆國大統領、
モンテネグロ國公殿下、諾威國皇帝陛下、
巴奈馬共和國大統領、パラグエ共和國
大統領、和蘭國皇帝陛下、秘露共和國大統領、
領、波斯國皇帝陛下、葡萄牙國及アルガル

ヴ皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、サルヴ
アドル共和國大統領、塞爾比亞國皇帝陛下、
下、土耳其國皇帝陛下、東ウルグエ共和
國大統領、ハ一國ノ政府ニ對シ他ノ一國
ノ政府カ其ノ國民ニ支拂ハルヘキモノ
トシテ請求スル契約上ノ債務ヨリ生ス
ル金錢上ノ原因ニ基ク武力的衝突ノ國
家間ニ生スルヲ避ケムコトヲ希望シ之
カ爲條約ヲ締結スルニ決シ各左ノ全權
委員ヲ任命セリ

獨逸皇帝普魯西國皇帝陛下

國務大臣土身其國駐劄特命全權大

使男爵マルシャルド、ビーベルスタイン

本會議特派委員、グンセイエー、アンチーム、

ド、レガシヨ、ン、帝國外務省法律顧問、常

設仲裁裁判所裁判官、ドクトルヨハン

ネス、クリーゲ

亞米利加合衆國大統領

特命大使ジョセフ、エツチ、チョート

特命大使ホレス、ポーター

特命大使エリア、エム、ロース

和蘭國駐劄特命全權公使デヴィッド、

ジエーン、ヒル

海軍少將全權公使チャールス、エス、ペリー

陸軍少將合衆國陸軍軍法會議長全

權公使ジョージ、ビー、デー、グイス

全權公使ウィリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國大統領

前外務大臣伊國駐劄特命全權公使

常設仲裁裁判所裁判官ロケ、サエンツ、

ペニヤ

前外務及教務大臣、下院議員、常設仲
裁裁判所裁判官ルイス、エム、ドラゴ

前外務及教務大臣、常設仲裁裁判所
裁判官カルロス、ロドリゲス、ラレタ

奥地利國皇帝ボヘミヤ國皇帝洪牙利
國皇帝陛下

コンセイエー、アンチム、特命全權大使ゲータン、
メレリ、ド、カポス、ノレリ

希臘國駐劄特命全權公使男爵シヤ

ル、ド、マツキオ

ボリグイア共和國大統領

外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官ク
ラウチオ、ピニラ

英國駐劄特命全權公使フェルナンド、エ、
グワチヤラ

敦爾牙利國公殿下

陸軍參謀少將、侍從將官ウルバン、ヴィナロフ

大審院檢事總長イヴァン、カラシニェーロフ

智利共和國大統領

英國駐劄特命全權公使ドミンゴガナ

獨逸國駐劄特命全權公使アウグスト、
マツテ

前陸軍大臣、前代議院議長、前亞爾然

丁國駐劄特命全權公使カルロスコンチャ

格倫比亞共和國大統領

陸軍將官ホルヘ、ホルグイン

サンチアゴ、ペレス、トリアナ

佛國駐劄特命全權公使、陸軍將官マ
ルセリアン、ヴァルガス

玖馬共和國臨時總督

ハヴァナ大學國際法教授、上院議員ア

ントニオ、サンチェス、デ、ブスタマンテ

米國駐劄特命全權公使ゴンザロ、デ、クエ

サタ、イ、アロステグイ

前ハヴァナ中學校長、上院議員マヌエ

ル、サングイリー

丁抹國皇帝陛下

侍從、米國駐劄特命全權公使コンスタン

チン、ブロン

海軍少将シリスタアン、フレデリック、シエルレル

侍従外務省課長アッセル、ヴェデル

ドミニカ共和国大統領

前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官

フランシスコ、ヘンリケス、イ、カルヴァハル

共和国専門學校長、常設仲裁裁判所

裁判官アポリナル、テヘラ

エクアドル共和国大統領

佛國駐劄兼西班牙國駐劄特命全權

公使ウイクトル、レンドン

代理公使エニリケ、ドルン、イ、デア、ルスア

西班牙國皇帝陛下

上院議員、前外務大臣、英國駐劄特命

全權大使ドブルヴェ、エル、デ、ヴェイ、リヤウル、

チャ

和蘭國駐劄特命全權公使ホセ、デ、ラ、リ

カイ、カルヴェオ

下院議員、伯爵カブリエル、マウラ、イ、ガマゾ、

デ、ラ、モルテラ

佛蘭西共和國大統領

特命大使、上院議員、前内閣議長、前外務大臣、常設仲裁裁判所裁判官、レオン・ブールジョア

上院議員、一等全權公使、常設仲裁裁判所裁判官、男爵、デスワール、ネルド、コンスタン、バリー、大學法科大學教授、名譽全權公使、外務省法律顧問、佛國學士院會員、常設仲裁裁判所裁判官、ルイ、ルノー、和蘭國駐劄特命全權公使、マルスラン、ペレ、大不列顛愛蘭聯合王國、大不列顛海外

領土皇帝、印度皇帝陛下

樞密顧問官、特命大使、常設仲裁裁判所裁判官、サー、エドワード、フライ

樞密顧問官、常設仲裁裁判所裁判官、サー、アーネスト、モーソン、サトウ

樞密顧問官、前國際法學會會長、男爵、ド、ナルド、ジエームス、マツケ、トレイ

和蘭國駐劄特命全權公使、サー、ヘンリ、ハワード

希臘國皇帝陛下

獨逸國駐劄特命全權公使クレオニリ
ツオ、ランガベ

雅典大學國際法教授常設仲裁裁判
所裁判官ジョールジュ、ストレイト

グワテマラ共和國大統領

和蘭國駐劄兼英國駐劄代理公使常
設仲裁裁判所裁判官ホセ、チブレ、マチャド
獨逸國駐劄代理公使エシリケ、ゴメスカ
リリヨ

ハイチ共和國大統領

佛國駐劄特命全權公使ジャン、ジョセフ、
ダルズマル

米國駐劄特命全權公使ジョー、エヌ、レジエー
前國際公法教授ポルトー、フランス、組合
辯護士ピエール、ユテクール

伊太利國皇帝陛下

上院議員佛國駐劄特命全權大使常
設仲裁裁判所裁判官伊國委員長伯
爵シヨセフ、トルニエリ、ブルサチ、ヂヴェルカノ
下院議員、外務次官、ゴンマンドール、ギド、

ポンペリ

参事院議官、下院議員、前文部大臣、コン
マンドール、ギド、フジナト

日本國皇帝陛下

特命全權大使都筑毅香六

和蘭國駐劄特命全權公使佐藤愛磨

墨西哥合衆國大統領

伊國駐劄特命全權公使ゴンザロ、ア、エス

テヴァ

佛國駐劄特命全權公使セバスチアン、ベリ

ド、ミエー

白耳義國駐劄兼和蘭國駐劄特命全

權公使フランシスコ、エル、デ、ラ、バラ

モンテネグロ國公殿下

コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、アクチュエル、

佛國駐劄露國特命全權大使ネリドフ

コンセイエー、プリヴェ、アンペリアル、露國外務

省常任顧問官ド、マルテニス

コンセイエー、デ、タ、アンペリアル、アクチュエル、和

蘭國駐劄露國特命全權公使チャリコフ

諾威國皇帝陛下

前内閣議長、前法學教授、和蘭國駐劄
兼丁抹國駐劄特命全權公使、常設仲
裁裁判所裁判官フランシス、ハーゲルプ

巴奈馬共和國大統領

ベリサリオ、ポラス

バラグエー共和国大統領

佛國駐劄特命全權公使エウセビオ、マチャ
イン

比律悉駐在領事、伯爵ジエー、デヌモンソー

ド、ベルジャンダル

和蘭國皇帝陛下

前外務大臣、下院議員ドブルヴェ、アツシユ、

ド、ボーフオール

國務大臣、參事院議官、常設仲裁裁判
所裁判官テ、エム、セ、アツセル

退職陸軍中將、前陸軍大臣、參事院議
官、ゴックハール、ジ、セ、セ、デ、ン、ベ、ル、ポ、ル
チユゲール

特務侍從武官、退職海軍中將、前海軍

大臣、ゴンクヘール、ジール、アローエル

前司法大臣、下院議員、ジール、アローエフ

秘露共和國大統領

佛國駐劄兼英國駐劄特命全權公使、常

設仲裁裁判所裁判官、カルロス、ジエーガンダモ

波斯國皇帝陛下

佛國駐劄特命全權公使、常設仲裁裁

判所裁判官、サマド、カン、モムネズ、サルタネー

和蘭國駐劄特命全權公使、ミルツア、アイ

ノッド、カン、サデグ、ウルムルク

葡萄牙國及アルガルヴ皇帝陛下

參事院議官、ペール、ヂュロワイヨーム、前外

務大臣、英國駐劄特命全權公使、特命

全權大使、侯爵、デソグエラル

和蘭國駐劄特命全權公使、伯爵、デ、セ

リール

瑞西國駐劄特命全權公使、アルベルト、

ドリヴェイラ

全露西亞國皇帝陛下

ゴンセイエー、プリヴェ、アクチュエル、佛國駐劄

特命全權大使ネリドフ

コンセイエー、プリグエ、外務省常任顧問
官常設仲裁裁判所裁判官ドマルテニス
コンセイエー、デヌ、アクチエル、侍従、和蘭國
駐劄特命全權公使チャリコフ

サルヴアドル、共和國大統領

佛國駐劄代理公使常設仲裁裁判所
裁判官ペドロ、ジノ、マテウ

英國駐劄代理公使サンチアゴ、ベレス、トリ
アナ

塞爾比亞國皇帝陛下

陸軍將官參事院議長サヴァ、グル、イッチ

伊國駐劄特命全權公使常設仲裁裁

判所裁判官ミロヴァン、ミロヴァノ、ヴィツチ

英國駐劄兼和蘭國駐劄特命全權公

使ミシエル、ミリチエ、ヴィツチ

土耳其國皇帝陛下

特命大使、シニストル、ドレ、ヴカフ、チエ、ルカ、ニ、パ
ンヤ

伊國駐劄特命全權大使レシツド、ベー

海軍中將メヘンツド、パシヤ

東「ウルグエ」共和國大統領

前大統領常設仲裁裁判所裁判官ホセ、
バトレイ、オールドニエス

前上院議長、佛國駐劄特命全權公使、
常設仲裁裁判所裁判官フアン、ペーカス
トロ

因テ各全權委員ハ其ノ良好妥當ナリト
認メラレタル委任状ヲ寄託シタル後左
ノ條項ヲ協定セリ

第一條 締約國ハ一國ノ政府ニ對シ他

ノ一國ノ政府カ其ノ國民ニ支拂ハル
ヘキモノトシテ請求スル契約上ノ債
務ヲ回收スル爲ニ兵力ニ訴ヘサルコ
トヲ約定ス

右規定ハ債務國カ仲裁裁判ノ申出ヲ
拒絶スルカ之ニ對シテ回答ヲ與ヘサ
ルカ之ヲ受諾スルモ仲裁契約ノ作成
ヲ不能ナラシムルカ又ハ仲裁裁判ノ
後其ノ判決ニ遵ハサル場合ニハ其ノ

適用ナキモトス

第二條 前條第二項ニ掲クル仲裁裁判
ハ國際紛争平和的處理ニ関スル海牙
條約第四章第三節ニ規定セル手續ニ
依ルモノトス仲裁裁判ノ判決ハ當事
者間ニ特別ナル取極アルニ非サレハ
請求ノ當否債務ノ金額並支拂ノ時期
及方法ヲ定ム

第三條 本條約ハ成ルヘク速ニ批准ス
ヘシ

批准書ハ海牙ニ寄託ス

第一回ノ批准書寄託ハ之ニ加リタル
諸國ノ代表者及和蘭國外務大臣ノ署
名シタル調書ヲ以テ之ヲ證ス

爾後ノ批准書寄託ハ和蘭國政府ニ宛
テ且批准書ヲ添附シタル通告書ヲ以
テ之ヲ爲ス

第一回ノ批准書寄託ニ関スル調書前
項ニ掲ケタル通告書及批准書ノ認證
謄本ハ和蘭國政府ヨリ外交上ノ手續

ヲ以テ直ニ之ヲ第二回平和會議ニ招
請セラレタル諸國及本條約ニ加盟ス
ル他ノ諸國ニ交付スヘシ前項ニ掲ケ
タル場合ニ於テハ和蘭國政府ハ同時
ニ通告書ヲ接受シタル日ヲ通知スル
モノトス

第四條 記名國ニ非サル諸國ハ本條約
ニ加盟スルコトヲ得
加盟セムト欲スル國ハ書面ヲ以テ其
ノ意思ヲ和蘭國政府ニ通告シ且加盟

書ヲ送付シ之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ
寄託スヘシ

和蘭國政府ハ直ニ通告書及加盟書ノ
認證謄本ヲ第二回平和會議ニ招請セ
ラレタル爾餘ノ諸國ニ送付シ且右通
告書ヲ接受シタル日ヲ通知スヘシ

第五條 本條約ハ第一回ノ批准書寄託
ニ加リタル諸國ニ對シテハ其ノ寄託
ノ調書ノ日附ヨリ六十日ノ後又其ノ
後ニ批准シ又ハ加盟スル諸國ニ對シ

テハ和蘭國政府カ右批准又ハ加盟ノ
通告ヲ接受シタルトキヨリ六十日ノ
後ニ其ノ效力ヲ生スルモノトス

第六條 締約國中本條約ヲ廢棄セムト
欲スルモノアルトキハ書面ヲ以テ其
ノ旨和蘭國政府ニ通告スヘシ和蘭國政府
ハ直ニ通告書ノ認證謄本ヲ爾餘ノ諸
國ニ送付シ且右通告書ヲ接受シタル
日ヲ通知スヘシ
廢棄ハ其ノ通告カ和蘭國政府ニ到達

シタルトキヨリ一年ノ後右通告ヲ爲
シタル國ニ對シテノミ效力ヲ生スル
モノトス

第七條 和蘭國外務省ハ帳簿ヲ備ヘ置
キ第三條第三項及第四項ニ依リ爲シ
タル批准書寄託ノ日並加盟(第四條第
二項)又ハ廢棄第六條第一項ノ通告ヲ
接受シタル日ヲ記入スルモノトス
各締約國ハ右帳簿ヲ閱覽シ且其ノ認
證抄本ヲ請求スルコトヲ得

右證據トシテ各全權委員本條約ニ署名ス

千九百七年十月十八日海牙ニ於テ本書一通ヲ作り之ヲ和蘭國政府ノ文庫ニ寄託シ其ノ認證謄本ヲ外交上ノ手續ニ依リ締約國ニ交付スヘキモノトス

第一 獨逸國 マルシヤル

クリーゲ

第二 亞米利加合衆國 シヨセフ、エツチ、テョート

ホレス、ポーター

エ、エム、ローズ

デヴィッド、ジエーンヒル

シー、エス、スペリー

ウィリアム、アイ、ブカナン

亞爾然丁共和國は左の留條ヲ爲ス

二國ノ人民ト外國政府ト間ニ於ケル普同ノ契約

基ク債務ノ履行ニシテハ該二切ノ手續ヲ盡シタレモ

尚契約ヲ爲シタル國ノ裁判所ヲ裁判スルニ依リ

ル特別ノ場合ニ非サレバ裁判ニ依ルコトナカ

ルニシテ證券ヲ發行シタル公債

第三 亞爾然丁國

ルイス、エ、ドラゴ

ロサ、エ、ツ、ペ、ニヤ

セ、ロ、ドリ、ゲ、ス、ラ、タ

第四 奧地利洪牙利國 メレー

ニシテ國境ヲ成スモハ
如何ナル場合ニ於テモ亞
米利加諸國ノ土地對シ
軍事的侵略又ハ事實的
占領ノ原由ト爲ルコト
ナカルヘシ

男爵マツキオ

第五 白耳義國

第六 ボリウイア國

クラウヂオ、ビニラ
第一委員會ニ於テ表
明シタル留保ヲ爲ス

第七 伯刺西爾國

第八 勃爾牙利國 陸軍少將ヴィナロフ

イヴァンガラシビエーロフ

第九 智利國 ドミンゴガナ

アウグストマツテ

カルロス、コンチヤ

第十 清 國

第十一 格倫比亞國 ホルヘボルグイン

エスベレストリアナ

エムヴァルガス

格倫比亞國ハ左ノ留保ヲ爲ス
格倫比亞國如何ナル場合
ニ於テモ債務ノ性質如
何ニ拘ラス之ヲ回收ス爲
兵カヲ使用スルコトヲ承
諾セス又債務國ノ裁
判所ノ確定判決後ニ
非レハ仲裁裁判ニ付ス
ルコトヲ承諾セス

第十二 玖馬共和國 アントニオ、エス、デ、ブスタマンテ

ゴンザロ、デクエサダ

マヌエル、サングイリー

第十三 丁 株 國 セーブロン

第十四 「ドミニカ」共和國 千九百零九年十月十日
有る總會議ニ
於テ爲シタル留
保ヲ爲ス

アポリナル、テヘラ

第十五 エクアドル共和國 千九百零七年十月
十六日ノ總會議
ニ於テ爲シタル
留保ヲ爲ス

ヴィクトル、エム、レンドン

第十六 西班牙國 千九百零七年十月
十六日ノ總會議
ニ於テ爲シタル
留保ヲ爲ス

ドブルヴェ、エル、デ、ヴィー、リヤ、ウル、チヤ

ホセ、デ、ラ、リ、カイ、カル、ヴ、オ

カブリエル、マウラ

第十七 佛 蘭 西 國 レオン、ブルジョア

デスツール、ネルド、コンスタン

エル、ルノ

マルスラン、ペレ

第十八 大 不 列 顛 國 エドワード、フライ

アーネスト、サトウ

レー

ヘンリー、ハワード

第十九 希 臘 國

クレオン、リツオ、ラガベ 十月十六日ノ
總會議ニ於
テ爲シタル
留保ヲ爲ス

ジール、ジュ、スト、レイト

第二十 クワテマラ¹國

ホセナブリマヤ人

一國人民は外國政府に開成
に普通に契約を締結す
るに自由あり一切手続
は其の國に依りて行
ふが如し然れども其
國の利益に反する事
は許さず其の利益に
反する事は其の國に
依りて行ふが如し

第二十一 ハイチ²國

ガルベマルビヤンビョセフ

ジューエヌ、ジュー

ピエール、エチクール

第二十二 伊太利國

ポンピリ

第二十三 日本國

佐藤愛磨

ジエルフジナト

第二十四 盧森堡國

第二十五 墨西哥國

ジエリア、エステヴァ

エスベード、ミエー

エフ、エル、デ、ラ、バラ

第二十六 モンテネグロ國

ネリドフ

マルテニス

エヌ、チャリコフ

第二十七 ニカラグワ國

第三十八 諾威國 エスハーゲルプ

第三十九 巴奈馬國 ベーポラス

第三十 「パラグエ」國 ジェーテム、モレンソー

第三十一 和蘭國 ドブルヴェアツシエド、ボーフォール

デーエム、セム、アッセル

デン、ベール、ポール、キユゲール

ジト、アール、ローエル

ジト、アール、ロエフ

第三十二 秘露國

セト、ジエト、ガンダモ

本條約は、原別二國、外國、國民、
ノ間締結スル契約、基ヲ要求
又紛争、付右契約中、要求ス
紛争、該國、裁判、復、裁、所、所、

第三十三 波斯國

モムタズサルタネトエ、サマドカン

ヘラル、キ、ト、フ、明白、規定、スル、規、格、
ニ、適、用、シ、得、ル、ト、フ、留、保、ス、

サデグ、ウルムルク、エ、ア、レ、ド、カン

第三十四 葡萄牙國

侯爵、デ、ソ、ヴ、エ、ラル

伯爵、デ、セ、リ、ール

アルベルト、ドリ、ヴ、エ、イ、ラ

第三十五 羅馬尼亞國

第三十六 露西亞國

ネリドフ

マルテニス

エヌ、チャリコフ

第三十七 ガルヴァドル國

ペーギーマテウ

上記亞爾然丁國ト

エス、ペレス、トリアナ 同ア留保ヲ為ス

第三十八 塞爾比亞國

エス、グルーイッチ

エム、ジエー、ミロヴァノヴィッチ

エム、ジエー、ミリチエヴィッチ

第三十九 暹羅國

第四十 瑞典國

第四十一 瑞西國

第四十二 土耳其國

チユルカン

委員談話云紛争ノ生ズル
點ニ於テ係留ノ法律ニ於テ

第三十三 ウルグエー國

モントリオールトエ

又該契約ニ於テ右條約又紛
争ノ該國ノ裁判所ニ依リ以
定セラルヘキモノナルコトヲ定
メテトキハ常ニ當然付裁
裁判ヲ拒絶シ得ヘキモノト認
ルルコト第條第二項留保

第四十四 ヲエネズエラ國

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムル
日本國皇帝(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ
宣示ス

朕明治四十年十月十八日和蘭國海牙ニ
於テ第二回萬國平和會議ニ贊同シタル
帝國及各國全權委員ノ間ニ議定シ帝國
全權委員ノ署名シタル契約上ノ債務回
收ノ爲ニスル兵力使用ノ制限ニ關スル
條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

日

月

神武天皇即位紀元二千五百七十一年明
治四十四年十一月六日東京宮城ニ於テ
親ラ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御名 國璽

外務大臣子爵内田康哉